

年 月 日

北方町長 様

空き家バンク登録申込書

北方町空き家バンク制度実施要綱の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申込みます。また、同要綱第13条に該当しないことを誓約します。

記

住 所

氏 名

印

電話番号

登録内容 別紙 空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおり

契約交渉  契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部（以下「岐阜北支部」という。）へ仲介を依頼します。併せて岐阜北支部へ情報の提供を行うことを承諾します。

【注意事項】

- 1 北方町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。
- 2 仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 3 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年北方町条例第1号）の規定に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業目的以外に利用いたしません。